

★日赤医療センター 医師の残業月 200 時間

子供が小さい時、夫がお医者様だったら良かったのと思うくらい病気をしましたが、お医者様は頭脳明晰な上に体力も人一倍ないと医師として働くことができない実態が明らかになりました。

日赤医療センターでは医師の残業時間を「過労死ライン」の2倍以上に当たる月 200 時間を容認する労使協定(36 協定)を結んでいることが先月分かった。医師 20 人は平成 27 年 9 月からの 1 年間で月 200 時間の上限を超えて残業。渋谷労働基準監督署では協定を順守するよう是正勧告した。

医師には医師法により、原則診察・治療の求めを拒むことはできないとされている「応召義務」の在り方も論点となっている。

過労死ラインは月 80 時間だが、現在の法律では上限はなく、今月の国会で改正案が成立されるのが待たれる。また、緊急対策の素案は次のとおり。

【医師の働き方改革案のポイント】

- ・労働時間の的確な把握
- ・労使協定(36 協定)を超えた時間外労働をさせていないかの確認と、設定時間の見直し
- ・薬や検査手順、入院の説明、診断書入力業務の業務移管
- ・勤務間インターバルの導入検討。当直明け勤務の負担軽減
- ・短時間勤務など柔軟な働き方の導入や保育サービスの充実

★医師の勤務時間定めず

学校法人北里研究所は、北里大病院(相模原市)が就業規則で医師の勤務時間を定めていない等で所轄労働基準監督署から労働基準法違反で是正勧告を受けたと公表した。

就業規則に医師の勤務時間を定めていなかった他、職員と労働契約を結ぶ際に労働条件を書面で交付していなかった。また、残業時間の上限を定める労使協定(36 協定)の締結の仕方も不適切として是正勧告を受けた。更に、労働基準監督署は人事担当者への教育が不足していると指導票も交付した。

★外国人技能実習生、労災死 3 年で 22 人

労災による死亡と認定された外国人技能実習生が 2014～16 年の 3 年間で 22 人に上ることが厚労省のまとめで初めて分かった。死亡の理由は、大半が事故だが過労死も 1 人いた。

実習生が労災死する比率は、日本全体の労災比率を大きく上回り、実習の名の下に日本人より危険で過酷な労働を負担している現実が示された。

言葉の意思疎通が上手くできない上、安全衛生の意識の低い中小企業で働くため労災が多い。ケガで働けなくなった実習生を強制帰国させるケースもあり、労災隠しが横行しているとの指摘もある。

★外国人技能実習制度

外国人を日本の企業や農家などで受け入れ、そこで習得した技術を母国の経済発展に役立ててもらう制度。職種は機械加工、自動車整備、介護など 77 に上る。約 25 万人の実習生がおり、ベトナム・中国・フィリピンの順に多い。違法な時間外労働や賃金の不払い、職場の暴力などが絶えない。

★障害者雇用率の算定

現在の障害者の法定雇用率は 2.0% だが、4 月 1 日から障害者の法定雇用率が「常時雇用している労働者数」の 2.2% へ引き上げとなり、45.5 人以上の従業員を雇用していたら障害者を 1 人雇わなければならないとなります。特例として厚労省は、障害者雇用率の算定方法を見直し、短時間労働者である精神障害者を 1 人雇用した場合、本来の「0.5 人分」から「1 人分」に引き上げることを決定した。5 年間の特例措置として実施する。



唐綿(とうわた)